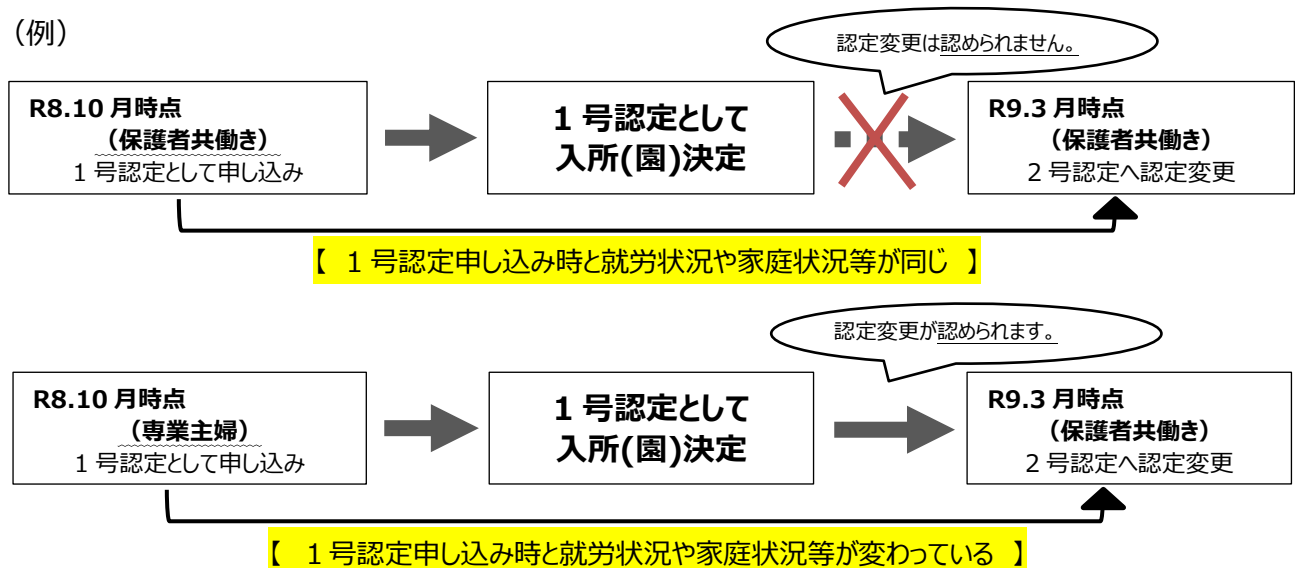


公立幼稚園から移行した認定こども園の 1 号認定から 2 号認定への認定変更について

1 号認定として利用申し込みを行った後に、2 号認定として施設を利用したい場合は、就労状況や家庭の状況が申し込み時点と変わったことを確認し認定変更を認めることとします。（※受け入れ施設の空き枠状況により、2 号認定として利用できない場合があります。）

（例）



※1 号認定として入所(園)決定後に 2 号認定へすぐに認定変更が行われると、園の受入れ体制等に大きく影響を及ぼします。また、1 号認定の利用できる施設が限られている為、1 号認定利用者の受け皿確保も考慮し、家庭環境の変化による認定変更のみ認めることとします。

※年度途中の教育・保育給付認定変更についても同様に取り扱います。

※産前産後（2 号認定要件）の前に 1 号として利用していた場合には、みなし育休（2 年）を取得することはできません。

こども誰でも通園制度が始まりました！

項目	内容
制度概要	保護者の就労状況に関係なく、未就学児を保育所などに預けられる国の制度
対象年齢	0 歳 6 か月～満 3 歳未満
対象者	うるま市在住で、認可保育園（所）・認定こども園などに在籍していない子ども
利用時間	子ども一人につき月 10 時間まで
利用目的	就労以外でも利用可能（リフレッシュ・用事など）
利用料	1 時間当たり約 3 0 0 円

詳しくはこちらの QRコードをご覧ください。



公立こども園子育て支援ルーム

令和 6 年度より、うるま市立公立こども園（3 園）で「地域子育て支援」が始まっています。未就学児の親子や、これから出産を控えている妊婦さんを対象に遊びの場の提供や子育て相談等を行っています。お気軽にご利用ください♪

※詳しくはこちらの QRコードをご覧ください。



よくある質問 FAQ (Frequently Asked Questions)



1. 入所(園)申し込みの前におこなっておいた方がよいことなどはありますか？

希望する園は可能な限り事前見学をお願いします。

例年、入所(園)決定後に「思っていたものと違う」「保育方針が合わない」などを理由に辞退される方がいます。辞退後は、再度入所(園)選考となり、希望する園がすでに定員いっぱいになっている状況が多々ありますので事前に確認し申請することが重要です。

特に下記の点については、事前に十分ご確認ください。

①保育方針（園が行う保育に対する考え方）

※園の雰囲気（子どもたちや保育する人の様子、施設環境）等を目で見て、園からの説明を聞き、希望園を決めることが重要です。

②食物アレルギーの対応範囲

③個別支援児の受入れ方法（加配職員の配置や現状等）の考え方

2. きょうだいで申し込む場合、就労証明書等の各種要件書類は全員分準備するのですか？

きょうだい全員分の要件書類は必要ありません。入所(園)申し込みをするきょうだい児のうち、**年齢が一番下のきょうだいへ要件書類の添付**をお願いします。

※毎年5月～6月に行われる現況確認届の要件書類においても同様となります。

3. 入所(園)申し込み後に希望する園を変更することはできますか？

一斉申し込みの期間内（10/16迄）であれば、会場へ再来所いただき再度申し込みをすることにより希望園を変更することが可能です。入所(園)選考の関係上、**10月19日からR9年1月末頃までの間は、希望園を変更することはできないので十分ご注意ください。**

※2次選考、3次選考に向けて希望園を変更したい場合は1月4日より保育こども園課窓口にて再申込みを受付いたします。選考スケジュール等の詳細については、「令和9年度入所(園)申込スケジュール（P4参照）」をご確認ください。

※4月以降希望園を変更したい場合は、保育こども園課までお問い合わせをお願いします。

4. 入所(園)保留（待機）になった場合、新たに申し込みをする必要がありますか？

入所(園)申し込みは、年度末まで有効であるため、希望園を変更したい場合や保育を必要とする事由（就労や求職等）に変更がある場合を除き、新たに申し込みを行う必要はなく、毎月選考が行われます。

※令和9年度中の入所(園)申し込みは、令和10年3月まで有効です。

※**令和9年中に入所(園)保留（待機）となっている方で、令和10年4月からの入所(園)を希望される方は、令和9年10月の一斉申し込みにて新たに申し込みが必要です。**

※入所(園)保留（待機）の方で、希望園の変更や保育を必要とする事由に変更がある場合は、手続きが必要な場合がありますので保育こども園課までご連絡をお願いします。

5. 令和9年5月からの入所(園)申し込みはできますか？

10月に行われる一斉申し込みにおいては令和9年5月以降の入所(園)申し込みはできません。

令和9年5月以降の入所(園)申し込みについては、令和9年2月1日より保育こども園課窓口にて申込受付を開始いたします。